

佐賀県規則第36号

佐賀県首都圏事務所管理規則等の一部を改正する規則
(佐賀県首都圏事務所管理規則の一部改正)

第1条 佐賀県首都圏事務所管理規則(昭和56年佐賀県規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(所長の専決事項) 第6条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。 (1)～(7) 略 <u>(8)・(9)</u> 略 2 略	(所長の専決事項) 第6条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。 (1)～(7) 略 <u>(8) 会計年度任用職員の給料月額及び報酬額を決定すること。</u> <u>(9)・(10)</u> 略 2 略

(佐賀県消防学校管理規則の一部改正)

第2条 佐賀県消防学校管理規則(昭和53年佐賀県規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(校長の専決事項) 第7条 校長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。 (1)～(7) 略 <u>(8)・(9)</u> 略 2・3 略	(校長の専決事項) 第7条 校長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。 (1)～(7) 略 <u>(8) 会計年度任用職員の給料月額及び報酬額を決定すること。</u> <u>(9)・(10)</u> 略 2・3 略

(佐賀県自治修習所設置規則の一部改正)

第3条 佐賀県自治修習所設置規則(昭和54年佐賀県規則第21号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(所長の専決事項)</p> <p>第8条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8)・(9)</u> 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(所長の専決事項)</p> <p>第8条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 会計年度任用職員の給料月額及び報酬額を決定すること。</u></p> <p><u>(9)・(10)</u> 略</p> <p>2・3 略</p>

(県税事務所管理規則の一部改正)

第4条 県税事務所管理規則（昭和40年佐賀県規則第48号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(所長の専決事項)</p> <p>第8条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8)・(9)</u> 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(所長の専決事項)</p> <p>第8条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 会計年度任用職員の給料月額及び報酬額を決定すること。</u></p> <p><u>(9)・(10)</u> 略</p> <p>2・3 略</p>

(佐賀県佐賀空港事務所設置規則の一部改正)

第5条 佐賀県佐賀空港事務所設置規則（平成10年佐賀県規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(所長の専決事項)</p> <p>第7条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p>	<p>(所長の専決事項)</p> <p>第7条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p>

改正前	改正後
(1)～(7) 略 <u>(8)～(11)</u> 略 2・3 略	(1)～(7) 略 <u>(8) 会計年度任用職員の給料月額及び報酬額を決定すること。</u> <u>(9)～(12)</u> 略 2・3 略

(佐賀県立博物館処務規則の一部改正)

第6条 佐賀県立博物館処務規則（平成24年佐賀県規則第45号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(専決事項) 第8条 常勤館長等は、次に掲げる事項について専決処理することができる。 (1)～(5) 略 <u>(6)～(8)</u> 略 2・3 略	(専決事項) 第8条 常勤館長等は、次に掲げる事項について専決処理することができる。 (1)～(5) 略 <u>(6) 会計年度任用職員の給料月額及び報酬額を決定すること。</u> <u>(7)～(9)</u> 略 2・3 略

(佐賀県立九州陶磁文化館処務規則の一部改正)

第7条 佐賀県立九州陶磁文化館処務規則（平成24年佐賀県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(専決事項) 第8条 常勤館長等は、次に掲げる事項について専決処理することができる。 (1)～(5) 略 <u>(6)～(8)</u> 略	(専決事項) 第8条 常勤館長等は、次に掲げる事項について専決処理することができる。 (1)～(5) 略 <u>(6) 会計年度任用職員の給料月額及び報酬額を決定すること。</u> <u>(7)～(9)</u> 略

改正前	改正後
2・3 略	2・3 略

(佐賀県立美術館処務規則の一部改正)

第8条 佐賀県立美術館処務規則（平成24年佐賀県規則第47号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(専決事項)</p> <p>第8条 常勤館長等は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6)～(8)</u> 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(専決事項)</p> <p>第8条 常勤館長等は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 会計年度任用職員の給料月額及び報酬額を決定すること。</u></p> <p><u>(7)～(9)</u> 略</p> <p>2・3 略</p>

(佐賀県立名護屋城博物館処務規則の一部改正)

第9条 佐賀県立名護屋城博物館処務規則（平成24年佐賀県規則第48号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(専決事項)</p> <p>第8条 常勤館長等は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6)～(8)</u> 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(専決事項)</p> <p>第8条 常勤館長等は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 会計年度任用職員の給料月額及び報酬額を決定すること。</u></p> <p><u>(7)～(9)</u> 略</p> <p>2・3 略</p>

(佐賀県消費生活センター管理規則の一部改正)

第10条 佐賀県消費生活センター管理規則（平成28年佐賀県規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(所長の専決事項)</p> <p>第5条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8)・(9)</u> 略</p> <p>2 略</p>	<p>(所長の専決事項)</p> <p>第5条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 会計年度任用職員の給料月額及び報酬額を決定すること。</u></p> <p><u>(9)・(10)</u> 略</p> <p>2 略</p>

(佐賀県環境センター管理規則の一部改正)

第11条 佐賀県環境センター管理規則（昭和49年佐賀県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(所長の専決事項等)</p> <p>第7条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8)～(10)</u> 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>(所長の専決事項等)</p> <p>第7条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 会計年度任用職員の給料月額及び報酬額を決定すること。</u></p> <p><u>(9)～(11)</u> 略</p> <p>2～4 略</p>

(佐賀県総合福祉センター管理規則の一部改正)

第12条 佐賀県総合福祉センター管理規則（昭和58年佐賀県規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(所長の専決事項)</p> <p>第8条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができ</p>	<p>(所長の専決事項)</p> <p>第8条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができ</p>

改正前	改正後
る。 (1)～(7) 略 <u>(8)～(15)</u> 略 2・3 略	る。 (1)～(7) 略 <u>(8) 会計年度任用職員の給料月額及び報酬額を決定すること。</u> <u>(9)～(16)</u> 略 2・3 略

(佐賀県療育支援センター管理規則の一部改正)

第13条 佐賀県療育支援センター管理規則（平成21年佐賀県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(所長の専決事項) 第7条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。 (1)～(7) 略 <u>(8)・(9)</u> 略 2・3 略	(所長の専決事項) 第7条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。 (1)～(7) 略 <u>(8) 会計年度任用職員の給料月額及び報酬額を決定すること。</u> <u>(9)・(10)</u> 略 2・3 略

(佐賀県立九千部学園管理規則の一部改正)

第14条 佐賀県立九千部学園管理規則（昭和55年佐賀県規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(園長の専決事項) 第7条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。 (1)～(7) 略	(園長の専決事項) 第7条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。 (1)～(7) 略 <u>(8) 会計年度任用職員の給料月額及び報酬額を決定すること。</u>

改正前	改正後
<u>(8)</u> ・ <u>(9)</u> 略 2・3 略	<u>(9)</u> ・ <u>(10)</u> 略 2・3 略

(佐賀県精神保健福祉センター管理規則の一部改正)

第15条 佐賀県精神保健福祉センター管理規則（昭和58年佐賀県規則第66号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(所長の専決事項) 第5条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。 (1)～(7) 略 <u>(8)～(19)</u> 略 2 略	(所長の専決事項) 第5条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。 (1)～(7) 略 <u>(8) 会計年度任用職員の給料月額及び報酬額を決定すること。</u> <u>(9)～(20)</u> 略 2 略

(佐賀県食肉衛生検査所管理規則の一部改正)

第16条 佐賀県食肉衛生検査所管理規則（昭和56年佐賀県規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(所長の専決事項) 第8条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。 (1)～(7) 略 <u>(8)～(13)</u> 略 2 略	(所長の専決事項) 第8条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。 (1)～(7) 略 <u>(8) 会計年度任用職員の給料月額及び報酬額を決定すること。</u> <u>(9)～(14)</u> 略 2 略

(佐賀県関西・中京事務所管理規則の一部改正)

第17条 佐賀県関西・中京事務所管理規則（昭和57年佐賀県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(所長の専決事項)</p> <p>第6条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8)・(9)</u> 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(所長の専決事項)</p> <p>第6条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 会計年度任用職員の給料月額及び報酬額を決定すること。</u></p> <p><u>(9)・(10)</u> 略</p> <p>2・3 略</p>

(佐賀県工業技術センター管理規則の一部改正)

第18条 佐賀県工業技術センター管理規則（昭和37年佐賀県規則第90号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(所長の専決事項)</p> <p>第7条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8)・(9)</u> 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(所長の専決事項)</p> <p>第7条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 会計年度任用職員の給料月額及び報酬額を決定すること。</u></p> <p><u>(9)・(10)</u> 略</p> <p>2・3 略</p>

(佐賀県立産業技術学院管理規則の一部改正)

第19条 佐賀県立産業技術学院管理規則（昭和35年佐賀県規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(学院長の専決事項)</p>	<p>(学院長の専決事項)</p>

改正前	改正後
<p>第4条 学院長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8)～(11)</u> 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>第4条 学院長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 会計年度任用職員の給料月額及び報酬額を決定すること。</u></p> <p><u>(9)～(12)</u> 略</p> <p>2・3 略</p>

(佐賀県農林事務所管理規則の一部改正)

第20条 佐賀県農林事務所管理規則（昭和40年佐賀県規則第51号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(所長の専決事項)</p> <p>第9条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(4)の2～(4)の4</u> 略</p> <p>(5)～(34) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(所長の専決事項)</p> <p>第9条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(4)の2 会計年度任用職員の給料月額及び報酬額を決定すること。</u></p> <p><u>(4)の3～(4)の5</u> 略</p> <p>(5)～(34) 略</p> <p>2・3 略</p>

(佐賀県農業技術防除センター管理規則の一部改正)

第21条 佐賀県農業技術防除センター管理規則（平成11年佐賀県規則第50号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(所長の専決事項)</p> <p>第7条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができ</p>	<p>(所長の専決事項)</p> <p>第7条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができ</p>

改正前	改正後
る。 (1)～(7) 略 <u>(8)～(10)</u> 略 2・3 略	る。 (1)～(7) 略 <u>(8) 会計年度任用職員の給料月額及び報酬額を決定すること。</u> <u>(9)～(11)</u> 略 2・3 略

(佐賀県上場営農センター管理規則の一部改正)

第22条 佐賀県上場営農センター管理規則（平成2年佐賀県規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(所長の専決事項) 第7条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。 (1)～(7) 略 <u>(8)・(9)</u> 略 2・3 略	(所長の専決事項) 第7条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。 (1)～(7) 略 <u>(8) 会計年度任用職員の給料月額及び報酬額を決定すること。</u> <u>(9)・(10)</u> 略 2・3 略

(佐賀県農業試験研究センター管理規則の一部改正)

第23条 佐賀県農業試験研究センター管理規則（昭和53年佐賀県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(所長の専決事項) 第10条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。 (1)～(7) 略	(所長の専決事項) 第10条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。 (1)～(7) 略 <u>(8) 会計年度任用職員の給料月額及び報酬額を決定すること。</u>

改正前	改正後
<u>(8)・(9)</u> 略 2・3 略	<u>(9)・(10)</u> 略 2・3 略

(佐賀県農業大学校管理規則の一部改正)

第24条 佐賀県農業大学校管理規則（昭和59年佐賀県規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(校長の専決事項) 第9条 校長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。 (1)～(7) 略 <u>(8)・(9)</u> 略 2・3 略	(校長の専決事項) 第9条 校長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。 (1)～(7) 略 <u>(8) 会計年度任用職員の給料月額及び報酬額を決定すること。</u> <u>(9)・(10)</u> 略 2・3 略

(佐賀県果樹試験場管理規則の一部改正)

第25条 佐賀県果樹試験場管理規則（昭和37年佐賀県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(場長の専決事項) 第6条 場長は、次に掲げる事項について専決処理をすることができる。 (1)～(8) 略 <u>(9)～(11)</u> 略 2・3 略	(場長の専決事項) 第6条 場長は、次に掲げる事項について専決処理をすることができる。 (1)～(8) 略 <u>(9) 会計年度任用職員の給料月額及び報酬額を決定すること。</u> <u>(10)～(12)</u> 略 2・3 略

(佐賀県茶業試験場管理規則の一部改正)

第26条 佐賀県茶業試験場管理規則（昭和53年佐賀県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(場長の専決事項)</p> <p>第7条 場長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8)・(9)</u> 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(場長の専決事項)</p> <p>第7条 場長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 会計年度任用職員の給料月額及び報酬額を決定すること。</u></p> <p><u>(9)・(10)</u> 略</p> <p>2・3 略</p>

(佐賀県畜産試験場管理規則の一部改正)

第27条 佐賀県畜産試験場管理規則（昭和53年佐賀県規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(場長の専決事項)</p> <p>第8条 場長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8)・(9)</u> 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(場長の専決事項)</p> <p>第8条 場長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 会計年度任用職員の給料月額及び報酬額を決定すること。</u></p> <p><u>(9)・(10)</u> 略</p> <p>2・3 略</p>

(佐賀県家畜保健衛生所管理規則の一部改正)

第28条 佐賀県家畜保健衛生所管理規則（昭和40年佐賀県規則第50号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(所長の専決事項)</p>	<p>(所長の専決事項)</p>

改正前	改正後
<p>第7条 所長は、次に掲げる事項を専決処理することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8)～(11)</u> 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>第7条 所長は、次に掲げる事項を専決処理することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 会計年度任用職員の給料月額及び報酬額を決定すること。</u></p> <p><u>(9)～(12)</u> 略</p> <p>2・3 略</p>

(佐賀県水産振興センター管理規則の一部改正)

第29条 佐賀県水産振興センター管理規則（昭和48年佐賀県規則第68号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(所長の専決事項)</p> <p>第7条 所長は、次に掲げる事項を専決処理することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8)・(9)</u> 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(所長の専決事項)</p> <p>第7条 所長は、次に掲げる事項を専決処理することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 会計年度任用職員の給料月額及び報酬額を決定すること。</u></p> <p><u>(9)・(10)</u> 略</p> <p>2・3 略</p>

(佐賀県高等水産講習所管理規則の一部改正)

第30条 佐賀県高等水産講習所管理規則（昭和55年佐賀県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(所長の専決事項)</p> <p>第4条 所長は、次に掲げる事項を専決処理することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8)・(9)</u> 略</p>	<p>(所長の専決事項)</p> <p>第4条 所長は、次に掲げる事項を専決処理することができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 会計年度任用職員の給料月額及び報酬額を決定すること。</u></p> <p><u>(9)・(10)</u> 略</p>

改正前	改正後
2 略	2 略

(佐賀県ダム管理事務所管理規則の一部改正)

第31条 佐賀県ダム管理事務所管理規則（昭和44年佐賀県規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(所長の専決事項) 第9条 所長は、次に掲げる事項を専決処理することができる。 (1)～(7) 略 <u>(8)～(11)</u> 略 2・3 略	(所長の専決事項) 第9条 所長は、次に掲げる事項を専決処理することができる。 (1)～(7) 略 <u>(8) 会計年度任用職員の給料月額及び報酬額を決定すること。</u> <u>(9)～(12)</u> 略 2・3 略

(佐賀県有明海沿岸道路整備事務所設置規則の一部改正)

第32条 佐賀県有明海沿岸道路整備事務所設置規則（平成20年佐賀県規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(所長の専決事項) 第7条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。 (1)～(7) 略 <u>(8)～(22)</u> 略 2・3 略	(所長の専決事項) 第7条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。 (1)～(7) 略 <u>(8) 会計年度任用職員の給料月額及び報酬額を決定すること。</u> <u>(9)～(23)</u> 略 2・3 略

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。